

砥部町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領

平成19年10月4日

告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の競争入札において、簡易型総合評価落札方式を試行的に行うため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定により、価格のほか、同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価し、町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

- (1) 設計金額1億円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定することが適当と認められる工事
- (2) その他簡易型総合評価落札方式により落札者を決定することが適当と認められる工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員（以下「委員」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施することの適否に関すること。

(2) 当該入札の評価項目、簡易型総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の適否に関すること。

(3) 落札者の決定の適否に関すること。

2 委員からの意見聴取等に関する事務については、契約担当課において処理する。

(評価項目等)

第5条 簡易型総合評価競争入札における評価項目等については、別表第1を標準として、入札ごとに定める。

(簡易型総合評価の方法)

第6条 この告示における簡易型総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

$$\text{評価値} = \{ \text{基礎点 (100点)} + \text{加算点} \} / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合は、100点とする。

3 第1項の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の評価項目ごとの得点合計} \\ / \text{評価項目ごとの配点合計}) \times 10\text{点}$$

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 町長は、簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項をあらかじめ周知しなければならない。

(1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨

(2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨及びその提出期日

(4) その他必要と認める事項

(総合評価に係る資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の規定により定められた提出期日までに、総合評価に係る資料(様式第1から様式第4まで)を提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 総合評価に係る資料を期日までに提出しない者は、入札に参加できない。
- 3 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差替えは認めない。
- 4 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第9条 簡易型総合評価競争入札は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 入札価格が調査基準価格を下回った入札においては、低入札価格調査の結果、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 3 評価値の最も高い者が2人以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、入札結果一覧表(別表第2)により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表第1を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、当該方式で入札を行った理由及び評価基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第11条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、砥部町入札、契約審査委員会により審議し、その結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、簡易型総合評価競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(別表第 1)

評 価 項 目 等

(1)企業の施工能力について

				/30	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績(工事内容に応じて設定)	同種工事の実績あり	10	/10
			類似工事の実績あり	5	
			実績なし	0	
必須	工事成績評定点	過去2年間の工事成績評定平均点	80点以上(他の模範となる優秀な工事)	10	/10
			75~80点未満(品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事)	8	
			70~75点未満(品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事)	5	
			65~70点未満(最低限の品質等が確保されている工事)	3	
			65点未満	0	
必須	優良工事表彰歴(過去5箇年)	優良工事の表彰履歴	知事表彰、または四国地方整備局長表彰あり	5	/5
			なし	0	
必須	ISOマネジメントシステムの取組	県内事業所におけるISO9000シリーズ或いは14000シリーズの認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5	/5
			ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3	
			どちらも取得していない	0	

(2)配置予定技術者について

				/20	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種・類似工事の従事経験(工事の内容に応じて設定)	同種工事の従事経験あり	10	/10
			類似工事の従事経験あり	5	
			従事経験なし	0	
必須	主任(監理)技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	技術士、または一級土木施工管理技士	5	/5
			二級土木施工管理技士	3	
			上記以外	0	
必須	継続学習(CPDS)の取り組み	CPDSの取得単位数	100ユニット以上	5	/5
			50ユニット以上100ユニット未満	3	
			50ユニット未満	0	

(3)地理的要件

				/10	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無	旧市町村区分内にあり	10	/10
			同一市町内にあり	5	
			上記以外	0	

(4)地域貢献度

				/10	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
必須	災害協定等に基づく活動実績	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	
必須	災害ボランティア活動実績	過去5年間の災害ボランティア活動実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	

